

消費税法等改正に伴う本市の条例改正について

1 改正を行う条例

大阪市中心卸売市場業務条例

2 改正内容の概要

- (1) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率が 8% から 10%へ改正されることに伴い、消費税等を規定している本文の一部並びに使用料について改正する。
- (2) 消費税等において軽減税率（10%→8%）が導入されることに伴い、売上高割使用料及び委託手数料の算定基礎額について、消費税等を含む額から消費税等を除く額へ改正する。

3 改正条例施行日

2019 年（平成 31 年）10 月 1 日

（参考）

※ 大阪市中心卸売市場業務条例の改正とともに、次の関係規則等についても改正する。

- ・ 大阪市中心卸売市場業務条例施行規則
- ・ 各種要綱、要領等